

台風や局地的な大雨に備えよう



▲妙見橋の橋脚に記された氾濫危険水位のラインに達した牛津川
(7月26日14時30分頃撮影)

7月24日19時12分に佐賀多久地区に大雨洪水警報が発令され、多久市では災害対策連絡室を、翌25日未明には災害対策本部を設置し、市消防団も災害に備えて配備につきました。

この「平成21年7月中国・九州北部豪雨」で26日昼頃には東多久町の妙見橋水位観測所で、牛津川の最高水位が5・62メートルまでに達し、下流域での氾濫を防ぐために南多久町の牟田辺遊水地（平成14年6月完成）に、初めて導水貯留が行われました。

市は同日11時4分に南多久町庄と東多久町羽佐間の2地区、同32分に東多久町古賀一区、古賀二区東、古賀二区西、古賀山、古賀平の各地区

に避難勧告を発令。自主的なものも含めて89世帯176人が公民館などの指定場所へ避難されました。

今回の豪雨で、市内の住宅6世帯の床下浸水被害が報告されています。県道3箇所、市道10箇所が浸水や土砂崩れで一時通行止めとなり、天候が回復した後も、県道24号線の武雄多久線の馬神トンネル付近で7月28日夕方から7月31日の早朝まで全面通行止めになるなど、交通機関にも影響をおよぼしました。

多久市では24日からの総雨量が各観測地点で400ミリを超え、南多久町井上区では446ミリに達するなど、記録的な大雨となりました。今後も局地的な大雨に注意が必要です。

これからは台風シーズンです

9月を迎え、台風襲来の季節になりました。テレビ・ラジオなどを通して気象台から発表される気象情報や防災行政無線の緊急災害情報に注意して、安全に備えてください。

事前に対策を行いましょう

台風の接近が予測された場合は、風が強くなる前に建物や建物の周りに危険な箇所がないか確認し、対策を行いましょう。風が強まってからは非常に危険ですのでやめましょう。

「もしも」の時のために

台風が洪水や土砂災害を引き起こす場合もあります。非常事態に備えて、「非常時持出品」を用意しておき、いつでも持ち出せる場所に保管しておきましょう。

また、避難勧告や避難指示が出された場合は、速やかに指定された場所に避難しましょう。

佐賀税務署からの

お知らせ

台風や大雨で被害を受けたら

災害により国税の申告、申請、請求納税などを期限までにできないときは所轄税務署長への申請により、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。また、確定申告により雑損控除などの所得税の軽減を受ける制度もあります。

くわしいことは、福岡国税局のホームページをご覧ください。佐賀税務署におたずねください。

問い合わせ

佐賀税務署

☎ 32-7511

福岡国税局ホームページ

<http://www.nta.go.jp/fukuoka>

事前のチェックポイント

- 瓦屋やトタンのズレをなくし、アンテナ等はしっかりと固定する。
- 家のまわりやベランダなどに飛ばされそうなものを置かない、飛びそうな物はしっかりと固定しておく。
- 窓ガラスにひび割れやぐらつきがないか確認する。
- 雨戸にぐらつきがないか確認する。